

アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（昭和53年5月2日付け53農蚕第3029号農蚕園芸局長通知）一部
改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第19のアメリカ合衆国産のさくらんぼ生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件（平成4年5月6日農林水産省告示第518号（以下「告示」という。）1の（1）に規定するものに係る植物検疫の実施については、告示で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。なお、告示1の（2）に規定する生果実に係る植物検疫の実施については、アメリカ合衆国の指定生産地で生産されるさくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則（平成21年6月5日21消安第1769号消費・安全局長通達）に定めるところによるものとし、この細則の規定は適用しない。	植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表2の付表第19のアメリカ合衆国産のさくらんぼ生果実に係る植物検疫の実施については、平成4年5月6日農林水産省告示第518号（以下「告示」という。）で規定するもののほか、この細則に定めるところによる。
1 くん蒸施設 告示5の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満足しているものとされている。 (1)～(5) (略)	1 くん蒸施設 告示4の生産地における消毒のためのくん蒸施設は、次の条件を満足しているものとされている。 (1)～(5) (略)
2 こん包施設 告示7のこん包施設は、アメリカ合衆国植物防疫機関が指定することとし、指定又は取消しを行う場合には、日本国植物防疫機関あてに通知されるものとされている。	2 こん包及びこん包場所 (1) こん包 告示6の（1）の通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。 ア 通気孔に網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られているこん包を使用すること。 イ 生果実をこん包に収納する前にポリエチレン製等のこん包材料（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。 ウ こん包又は束ねたこん包全体が網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で覆われていること。 (2) こん包場所 消毒終了後にこん包される場合、告示6の（2）のこん包場所は、次の条件を満足しているものとされている。 ア くん蒸施設に接続して設置されており、窓等の開口部にはすべて網（孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）が張られている等、コドリングの侵入を防止するための設

3 くん蒸施設の調査の確認

植物防疫官は、告示5のくん蒸施設について、1の条件を満足するものであることを原則として1年に1回以上確認するものとする。

4 検査及び消毒の実施の確認

告示6の検査及び消毒の実施の確認は、原則として1年に1回以上、次により行うものとする。

(1) 消毒の実施の確認

ア 告示5の(2)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(ク) (略)

イ 告示5の(3)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(ウ) (略)

ウ アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した告示5の消毒の実施記録を確認し、消毒実施が十分であったことを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

ア (略)

イ アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した告示4の(1)の輸出検査の実施記録を確認し、輸出検査においてコドリング及びオウトウミバエが発見されなかったことを確認すること

(3) (略)

5 表示

告示9の表示は、それぞれ次の字句によるものとし、こん包の側面等見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(ア)・(イ) (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示8の封印がなされていない場合、告示9の表示がなされていない場合、又はこん包

備があること。

イ 消毒済みのさくらんぼ生果実の専用こん包場所であること

ウ 毎年使用開始前に内部が殺虫剤で消毒されており、また必要に応じて消毒が行われること。

3 くん蒸施設及びこん包場所の調査の確認

(1) 植物防疫官は、告示4のくん蒸施設及び告示6の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の条件を満足するものであることを原則として1年に1回以上確認するものとする。

4 検査及び消毒の実施の確認

告示5の検査及び消毒の実施の確認は、原則として1年に1回以上、次により行うものとする。

(1) 消毒の実施の確認

ア 告示4の(2)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(ク) (略)

イ 告示4の(3)によりくん蒸を実施する場合

(ア)～(ウ) (略)

ウ アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した告示4の消毒の実施記録を確認し、消毒実施が十分であったことを確認すること。

(2) 輸出検査の確認

ア (略)

イ アメリカ合衆国植物防疫機関が記録した告示3の(1)の輸出検査の実施記録を確認し、輸出検査においてコドリング及びオウトウミバエが発見されなかったことを確認すること

(3) (略)

5 表示

告示7の表示は、それぞれ次の様式によるものとし、こん包の側面等見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(ア)・(イ) (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合、又

が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3) (略)

はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3) (略)